

「光の道」構想実現に向けて

— 基本的方向性(概要) —

➤ グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース

「過去の競争政策のレビュー部会」 座長 黒川 和美

「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」座長 山内 弘隆

2010年5月18日

「光の道」基本的方向性(概要)

「光の道」の推進

1 整備すべきインフラ

- 電子政府、教育、医療、エンターテインメント等の利活用を通じ、豊かな国民生活を実現するため、将来を見越した国家目標として、「100Mbps以上」のインフラを整備・普及。

2 想定される技術

- FTTHが代表例。ケーブル(HFC)や無線ブロードバンド通信システム(BWA等)にも一定の役割を期待。

3 総合的な推進

- 国家目標として掲げた「光の道」推進のため、国による支援策、利活用促進策、通信事業者の積極的取組、競争政策の見直しなど多角的な取組を推進することが重要。

基盤整備(インフラ整備率90%→100%)

1 基盤整備の方法

- IRUに基づく公設民営方式の活用等による整備。
- 民間事業者のインセンティブを高めるような利活用の推進と合わせた新たな公的支援を検討。

2 通信事業者に求められる役割

- 公共機関への先行投資など、需要創出のための積極的な取組。

3 ワイヤレスブロードバンドの検討

- 多様なブロードバンド手段の確保に向け、ワイヤレスブロードバンド向け周波数帯の確保を検討。

「光の道」基本的方向性(概要)

利用促進(サービス加入率30%→100%)

1 サービスの発展・料金の低廉化

➤ブロードバンドサービスの発展・料金の低廉化に向け、事業者間の公正競争を一層活性化。

(☞NTT東西のアクセス網の在り方(別紙))

2 公共機関の先導的役割

➤公共機関に対する超高速・大容量のインフラ整備。

①通信事業者による地方自治体、学校、病院等の地域拠点施設に対するインフラ整備等への積極的な取組、これらの施設における積極的利活用。

②医療、教育、行政等の分野におけるICTの利活用を妨げる各種規制の見直し。

③その他利用促進策も検討。

3 その他

➤デジタルリテラシー向上、安心・安全に利用できるインターネット環境の実現に向けた措置。

「光の道」基本的方向性(概要)

ユニバーサルサービスの在り方

1 「光の道」が実現する時代

- 国民的コンセンサスを得て、「加入電話」に代わり、「ブロードバンドアクセス」をユニバーサルサービスの対象化。

2 「光の道」実現に向けた移行期

- 「光の道」の早期実現のため、「『加入電話』又は『加入電話と同水準の光IP電話』」をユニバーサルサービスの対象とすることで、二重投資を回避し、メタル撤去を可能に。

3 公共機関に対する超高速ブロードバンドサービス

- 公共機関への超高速ブロードバンドについて、ユニバーサルサービス類似の位置付けを検討。

NTTの在り方

一層の公正競争確保のための対策として、NTT東西のアクセス網の在り方については、様々なオプションが想定され、メリット・デメリットを総合的に考慮することが必要。

1 アクセス網の在り方

- ①現状維持
- ②機能分離(社内別部門化)
- ③グループ内分社化
- ④完全分社化 等

2 評価の視点

- ①国民のアクセス権の保障
- ②設備競争、サービス競争の促進
- ③グローバル競争への対応
- ④NTT株主への影響
- ⑤実現のための時間、コスト 等

3 今後の方向

(1) NTTの組織形態のあるべき姿を検討するためには、多角的な視点から総合的な検証が必要。

(2) 以下の事項について、直ちに着手。

- ① NTT東西に対し、接続情報に関するファイアウォールの強化、アクセス網の一層のオープン化等の取組を求めるとともに、市場支配力に着目したドミナント規制について検討
- ② グローバル競争の観点、IP化、モバイル化、ブロードバンド化等への積極的対応の観点等から、従来の電話時代の規制の見直し等について検討
- ③ メタルから光へのマイグレーションについて、コスト面や実態面での課題について検討 等

(3) NTTによる光ブロードバンド基盤整備への取組状況、市場における競争状況等を注視し、国民利用者の視点に立った結論を得るため、アクセス網のオープン化等の検証を行い、その検証結果を踏まえ、1年後を目途に、必要な措置を検討・実施。